

下関市監査委員公表第23号
平成30年12月27日

地方自治法第199条第7項の規定に基づく出資団体監査及び指定管理者監査並びに同条第5項に基づく随時監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員	小	野	雅	弘
同	大	賀	一	慶
同	木	本	暢	一
同	山	下	隆	夫

記

1 監査の対象

別紙「監査対象一覧表」のとおり

2 監査の範囲

(1) 出資団体監査

ア 出資団体の平成29年度における事業及び経理の執行状況

イ 所管課における出資団体への指導及び監督の状況

(2) 指定管理者監査

ア 指定管理者の指定手続き等に係る事務の執行状況

イ 平成29年度の指定管理者による施設の管理、出納事務

ウ 平成29年度の施設の事業実績

エ 平成30年8月末までの指定管理者による施設の管理、出納事務

オ 平成30年8月末までの施設の事業実績

カ 所管課における指定管理者への指導及び監督状況

3 監査の方法

(1) 出資団体監査

出資団体における出納その他の事務及び当該団体に関係する所管課の事務が、関係法令、財務関係規程等に基づき適正に執行されているかという観点から、主として平成29年度分について、次の着眼点により実施した。なお、監査にあたっては、提出された監査資料を審査したほか、関係書類を抽出等により調査するとともに、関係者から説明を聴取した。

ア 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

イ 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。

ウ 経営成績及び財政状態は良好か。

エ 収益率及び財務比率は良好か。

オ 会計経理及び財産管理は適切か。

カ 所管課は出資者としての権利行使を適切に行っているか。

キ 所管課は団体の経営成績及び財政状態を十分に把握し、団体に対して適切な指導監督を行っているか。

(2) 指定管理者監査

指定管理者の公の施設の管理に係る出納その他の事務が、基本協定書等の内容に沿って適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、所管課の指定管理者の指定手続に係る事務の執行状況、指定管理者に対する指導及び監督が適切に行われているかどうかの主眼をおき、指定管理者及び所管課における関係諸帳簿の全部又は一部を調査するとともに、指定管理者責任者等、関係職員からの説明聴取及び現地調査を行うなどの方法により実施した。

4 監査の期間

別紙「監査対象一覧表」のとおり

5 監査の結果

(1) 出資団体監査

出資団体である公益財団法人下関海洋科学アカデミー及び公立大学法人下関市立大学の事務並びにその所管課の事務について、関係法令等に規定されている基本的事項が履行されていないことから、適正に執行されているとは言い難い状況であった。

今回の監査において改善等を要するものと判断した事項は、「6 改善等

を要する事項」の（１）に記載するとおりである。出資団体に対する指導を含め適切な措置を講じられたい。当該事項について措置を講じられたときは、地方自治法第１９９条第１２項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

（２）指定管理者監査

対象とした施設に係る指定管理者の事務及びその所管課の事務において、対象とした施設のうち、下関市下関駅南自転車駐車場、下関市下関駅北自転車駐車場及び下関市下関駅原動機付自転車等駐車場については、おおむね適正に執行されていると認められた。下関市和久生きがいデイサービスセンター及び細江旅客上屋附属車両置場（国際ターミナル附属車両置場）については、関係法令等に規定されている基本的事項が履行されていないことから、適正に執行されているとは言い難い状況であった。

今回の監査において改善等を要するものと判断した事項は、「６ 改善等を要する事項」の（２）に記載するとおりである。指定管理者に対する指導を含め適切な措置を講じられたい。当該事項について措置を講じられたときは、地方自治法第１９９条第１２項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

６ 改善等を要する事項

（１）出資団体監査

ア 公益財団法人下関海洋科学アカデミーについて

【出資団体（公益財団法人下関海洋科学アカデミー）に関する事項】
なし

【所管課（観光スポーツ文化部観光施設課）に関する事項】

（ア）指定管理者は、他施設との共通券を持参する者を水族館に入館させているが、共通券を水族館の観覧券とみなす手続がなされていない。共通券を観覧券とみなすためには、下関市海洋環境体験施設の設置等に関する条例施行規則第２条第２項の規定に基づき、共通券を観覧券に相当するものとして市長があらかじめ認める必要があった。主管課は、指定管理者が共通券を観

覧券とみなす取扱いを認めるのであれば、共通券ごとに書面で明確に意思決定をされたい。

イ 公立大学法人下関市立大学について

【出資団体（公立大学法人下関市立大学）に関する事項】

(ア) 通勤手当で定期代（ＪＲ・バス）が支給されている教員について、公立大学法人下関市立大学通勤手当の支給等に関する規程（以下「通勤手当支給規程」という。）第１８条に規定されている、通勤手当の額が適正であるかどうかを、当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認する「事後の確認」を行っていなかった。通勤手当支給規程に基づき、適正に事務処理されたい。

(イ) 個人研究費による出張において、以下の不適切な事項が見受けられた。適正に事務処理されたい。

a 次の（a）から（c）までのように、出張した事実を客観的に確認することができなかった。出張旅費には公費が含まれていることから、出張した事実が客観的に確認できる資料等の提出を義務付けられたい。

(a) 10月21日から10月24日までの出張において、10月23日及び24日の用務が確認できる資料が添付されていないもの。

(b) 出張後の報告において、出張者自身が作成した簡易的な書類しか添付されていないもの。

(c) 用務の相手方を「守秘義務のため個人名不明記」と記載しているもの。

b 平成24年度に実施した前回監査の意見事項に対し、平成30年7月に「研究費使用マニュアル（2018年度版）」を作成し、教員への周知を図ったとのことであったが、出張前後の提出書類が列挙されているのみであり、また、出張後の報告書は海外出張のみ提出を求めており、国内出張については明記されていない。当該出張が真に必要なあったか疑義が生じないよう、また、客観的に当該出張の必要性及びその事実が

確認できるよう、改めて出張の取扱いに係る基準等を整備され、教員へ周知されたい。

(ウ) 契約事務において、以下の不適切な事項が見受けられた。適正に事務処理されたい。

a 委託契約書の記載事項について不適切なもの。

(a) 「本館Ⅰ・Ⅱ棟ガスヒートポンプ保守点検業務」、「構内清掃業務」、「夜間警備業務」及び「校門入構車両整理・受付業務」において、公立大学法人下関市立大学契約事務取扱規程（以下「契約規程」という。）第36条（契約書の記載事項）に規定する記載事項で、記載すべきと思料される事項が省略され、記載されていなかった。

(b) 「平成29年度定期健康診断」において、総価契約にもかかわらず、単価を契約金額としていた。なお、当該業務については、業務内容から各検査項目の複数単価契約が適当と思料されることから検討されたい。

b 「構内清掃業務」及び「学内・学外草刈業務」において、委託契約書等に規定されている工程管理に係る「業務実施計画表」、「現場責任者届」、「主要資材リスト」等の提出を受けておらず、また、承認の手続をしていなかった。

c B講義棟電灯LED化改修に係る工事契約において、同規格の電灯LED器具の取替工事を、半年の期間に3回に分けて執行していたが、合理的な理由がなかった。契約の方法は、1回目（取替台数45台）と2回目（同40台）は随意契約で、3回目（同90台）は一般競争入札である。契約規程第30条では、予定価格が130万円未満の工事では随意契約することができる旨が規定され、1回目と2回目の工事では、予定価格が130万円未満であることから、同条の適用範囲内である。しかしながら、合理的な理由がなく工事を分割することは、事務処理上非効率であり、また、仮に175台全部を一度に競争入札で契約していれば、契約金額は実際の契約金額よりも大幅に少ない額で済んだものと思料された。

【所管課（総務部総務課）に関する事項】

なし

（２）指定管理者監査

ア 下関市和久生きがいデイサービスセンターについて

（ア）指定管理者が行う指定管理業務の実施状況を確認したところ、以下の事項が見受けられた。指定管理者は、指定管理業務の実施にあたり、遵守すべき条例や基本協定書等に基づき遺漏のないよう事務処理されたい。また、所管課は、実地調査などにより、指定管理業務の実施状況等を適宜把握の上、不備等がある場合は適正に事務処理するよう指導監督されたい。

a 下関市和久生きがいデイサービスセンターの管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第29条第3項に、指定管理者は適正に管理運営するため、当該業務の実施状況等や管理状況を確認し、自己評価する旨規定しているが、実施していなかった。

b 浄化槽維持管理業務及び給食サービス業務の第三者委託の承諾を受けていなかった。

c 基本協定書の仕様書に、指定管理業務の範囲として警備業務及び清掃業務を実施する旨定めているが、業務報告書及び業務日誌において、実施の状況が記録されていなかった。

（イ）施設の利用時間が下関市老人デイサービスセンターの設置等に関する条例（以下「設置条例」という。）に定められた利用時間と異なっている。設置条例に基づき、適正に施設を管理されたい。なお、実態に即して必要であるならば、設置条例の改正も含め、検討されたい。

イ 細江旅客上屋附属車両置場（国際ターミナル附属車両置場）について

（ア）指定管理者が行う指定管理業務の実施状況を確認したところ、以下の事項が見受けられた。指定管理者は、指定管理業務の実施にあたり、遵守すべき条例や基本協定書等に基づき遺漏のないよう事務処理されたい。また、所管課は、実地調査などにより、指定管理業務の実施状況等を適

宜把握の上、不備等がある場合は適正に事務処理するよう指導監督されたい。

a 回数券の販売委託業務について、市の事前承認を受けていなかった。

b 所管課は、指定管理者から提出された業務報告書に対し、チェックシート等によるモニタリングを行っていなかった。下関市指定管理者制度ガイドラインに基づき、適正に事務処理されたい。また、この業務報告書に対し文書収受されていなかった。指定管理者の適正履行を担保するものである。適正に事務処理されたい。

ウ 下関市下関駅南自転車駐車場、下関市下関駅北自転車駐車場及び下関市下関駅原動機付自転車等駐車場について

(ア) 指定管理者は、自主事業であるレンタサイクル事業用の貸出自転車を指定管理施設に駐車していたが、利用許可の手続等を行われていなかった。指定管理者が自主事業の実施に当たり指定管理施設を利用する場合は、一般の利用者同様に利用の手続を行うべきである。指定管理者は、適切に手続を行われたい。所管課においては、毎月の業務報告等により自主事業の実施状況を把握することに努め、適切に指導されたい。

以上

別紙

監査対象一覧表

(1) 出資団体監査

出資団体名 所管部局所課	出資額 (千円)	出資割合 (%)	監査対象期間
公益財団法人 下関海洋科学アカデミー	100,000	67.1	平成30年9月3日 ～11月30日
観光スポーツ文化部 観光施設課			
公立大学法人 下関市立大学	5,872,170	100	平成30年10月1日 ～11月30日
総務部 総務課			

(2) 指定管理者監査

施設名	指定管理者名 所管部局所課	監査対象期間
下関市和久生きがいデイサービスセンター	社会福祉法人 下関市社会福祉協議会	平成30年10月1日 ～11月30日
	豊北総合支所 市民生活課	
細江旅客上屋附属車両置場（国際ターミナル附属車両置場）	株式会社オペロン	平成30年10月1日 ～11月30日
	港湾局施設課	
下関市下関駅南自転車駐車場 下関市下関駅北自転車駐車場 下関市下関駅原動機付自転車等駐車場	株式会社プランドゥ 都市整備部交通対策課	平成30年10月1日 ～11月30日